所得税法施行令第九十七条第一項第三号	）の規定	）（特別措置法第五条の十五第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合及び復興財確法第十八条第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
所得税法施行令第九十七条第一項第四号	）の規定	）（特別措置法第五条の十五第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合並びに復興財確法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
所得税法施行令第二百二十条の二各号	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行令第二百二十三条	法第九十五条第二項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第九十五条第二項
	に規定する	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第三条第一項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（次条第五項第一号において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第九十五条第一項に規定する防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第四条第一項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（同号において「防衛特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する
所得税法施行令第二百二十四条第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額及び防衛特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）
所得税法施行令第二百五十八条第四項	受けた	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される
	（法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法
	及び法	及び特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法
所得税法施行令第二百五十八条第五項第二号	の控除限度額	の控除限度額、復興特別所得税控除限度額（復興特別所得税に関する政令第三条第二項（外国税額の控除）において準用する前号に規定する控除限度額をいう。）及び防衛特別所得税控除限度額（防衛特別所得税に関する政令第四条第二項（外国税額の控除）において準用する前号に規定する控除限度額をいう。）
所得税法施行令第二百八十一条の二第二項	所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された防衛特別所得税
所得税法施行令第二百九十二条第一項第二号	第六号まで	第六号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

所得税法施行令第二百九十二条の六の二第十一項各号	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法施行令第二百九十二条の十	法第百六十五条の六第二項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百六十五条の六第二項
	に規定する	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条第三項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（次条第五項第一号において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法第百六十五条の六第二項に規定する防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、防衛特別所得税に関する政令第四条第三項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（同号において「防衛特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第百六十五条の六第二項に規定する
所得税法施行令第二百九十二条の十一第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額及び防衛特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）
所得税法施行令第三百条第二項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	当該所得税	これらの税
	の規定により所得税	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
所得税法施行令第三百条第三項	当該所得税の額	当該所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	所得税の額から	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
所得税法施行令第三百条第四項	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	金額）	金額と当該収益の分配に係る所得税の額とのうちいずれか少ない金額）
所得税法施行令第三百条第五項	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
所得税法施行令第三百条第九項	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計
所得税法施行令第三百六条の二第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	当該所得税	これらの税
	の規定により所得税	、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び復興財確法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税